

## 国の「基本指針」の構成と主なポイント

## 構成

- (1) 障害福祉サービスおよび相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- (2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）
- (3) 障害福祉計画等の作成に関する事項
- (4) その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

## 主なポイント

## (1) - 1 基本的理念

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成の発達支援

## (1) - 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①訪問系サービスの保障
- ②日中活動系サービスの保障
- ③GH等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ④一般就労への移行等の推進

(2) - 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・ 地域生活への移行者増
- ・ 施設入所者減

(2) - 2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
- ・ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ・ 精神病床における早期退院率（入院3ヶ月時点、6ヶ月時点、1年時点）

(2) - 3 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 地域での生活を支援する拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備

(2) - 4 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 福祉施設利用者の一般就労移行者数増
- ・ 就労移行支援事業利用者数増
- ・ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率上昇
- ・ 就労定着支援による職場定着率

(2) - 5 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・ 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

(4) - 1 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- ・ 虐待の防止
- ・ 芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- ・ 差別の解消の推進
- ・ 利用者の安全確保、研修等の充実